

身分証明書（公的機関の発行する欠格条項非該当証明書）の提出について

期日までに提出できない場合は、必ず採用センター宛てに御連絡ください。
なお、採用予定日までに提出しなかった場合には、採用される資格を失うことがあります。

【身分証明書（本籍のある市区町村役場発行）】

身分証明書の申請手続きの方法は、各市区町村役場により異なりますので、必ず確認してください。

また、「戸籍謄本」や「住民票」と間違える方がいますので、必ず「身分証明書」の発行を申請してください。

提出をする前に確認

- ・ 証明書の右上に受験番号を鉛筆書きしてください。
- ・ 身分証明書の本籍地欄を黒色のマジック等で黒く塗りつぶしてください。

【例】

本籍 埼玉県〇〇市〇〇3丁目15番 → 本籍 **埼玉県〇〇市〇〇3丁目15番**

※ 留意事項

- 1 身分証明書は、地方公務員法第16条に規定する地方公務員としての欠格条項該当の有無を確認するためのものです。
- 2 平成12年4月1日以降に生まれた方は、身分証明書の提出は不要となります。
- 3 身分証明書の申請方法について不明な点がある場合は、本籍のある市区町村役場にお問い合わせください。
- 4 採用センターへ郵送する際は、簡易書留又は特定記録郵便で郵送してください。

〈問合せ先/書類提出先〉

〒330-8533

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察採用センター

【警察本部代表番号】048-832-0110（内線2644から2646）

【合格・内定者専用採用フリーダイヤル】0120-373842

（平日 午前8時30分から午後5時15分までの間）